

「北区まちづくりプラットフォーム」構築及び運営等業務委託募集要項

令和３年度「北区まちづくりプラットフォーム」構築及び運営等業務（以下「本委託業務」という。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務

令和３年度「北区まちづくりプラットフォーム」構築及び運営等業務

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託契約期間

委託契約締結の日から令和４年３月３１日まで

※ 令和３年度の実施状況が良好な場合は、再度プロポーザルを経ることなく次年度の契約を締結することがある。ただし、予算の成立状況によっては、この限りではない。

4 委託金額の上限

金１，０００，０００円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 応募資格

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (3) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

6 提案方法

(1) 提出書類及び部数

ア 公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出すること。

- (ア) 参加表明書〈６部（原本１部及び複写５部）〉【第１号様式】
- (イ) 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）〈６部〉
- (ウ) 業務実施体制表及び従事者の経歴〈６部〉【任意様式】
- (エ) 業務実績調書〈６部〉【第２号様式】

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載すること。（複数の業

務実績を有する場合は、最大5件まで。)

なお、記載した業務実績については、契約書の写し(件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ)等を添付すること。

(カ) 企画提案書〈6部〉 【任意様式】

仕様書及び「7 評価項目、審査基準及び配点」の内容を踏まえ、簡潔にまとめること。

(キ) 見積書〈6部(原本1部及び複写5部)〉 【第3号様式】

本業務の受託見積金額を記入すること。

なお、本様式には見積金額の積算内訳を示す書類を添付すること。【任意様式】

(ク) 最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(非営利団体等にあつては、これらに相当する書類)〈1部〉

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)〈1部〉

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ウ) 納税証明書(国税及び京都市税)〈1部〉

(エ) 調査同意書(水道料金・下水道使用料)〈1部〉 【第4号様式】

(オ) 使用印鑑届〈1部〉 【第5号様式】

(カ) 誓約書〈1部〉 【第6号様式】

※ (ア)、(イ)、(ウ)については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出方法

12の資料提出先まで郵送又は直接持参により行うこと。なお郵送による場合は必ず電話で到達を確認すること。

(3) 提出期限

令和4年1月11日(火)午後5時まで(必着)

(4) 提案募集に関する質疑

ア 令和3年12月24日(金)午後5時まで(必着)

イ 質疑の方法

質問を記載した書面(様式自由)を12の問い合わせ先にメール、FAX、郵送、持参により提出すること。なお、持参以外の場合は必ず電話で到達を確認すること。

ウ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答は、令和4年1月5日(火)までに、北区ホームページに掲載する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合には別途連絡する。

(5) 注意事項

ア 提案に要する費用については、提案者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

エ 次のいずれかに該当する場合は無効とすることがある。

(ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

7 評価項目、審査基準及び配点

	評価項目	審査基準	配点
1	実施体制	業務を実施するための必要な人員が確保されているか。	20
2	企画内容	業務の趣旨を十分に理解し、実現可能な提案であるか。	10
		参加者を幅広くかつ効果的に集められる提案であるか。	10
		参加者がまちづくり活動への関心を持ち、活動につながるような提案か。 また、既にまちづくり活動を行っているものに対し、活動をさらに深めることにつながるような提案か。	10
		委託契約期間が終了した後も、プラットフォームが活性化する可能性が高い提案であるか。	10
		多様な人材の関心を引く効果的な広報を実施する提案であるか。	10
3	活動実績	同様の業務を実施した実績が十分にあるか。	10
4	必要経費	$10 \text{点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$	10
5	追加提案	多様な参加者を集め、まちづくり活動への意識向上につながるような取組で、仕様書に定める事項以外に効果的な追加提案がなされているか。	10
合 計			100

8 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

審査は、事業者の選定のために組織する審査委員会が行う。

審査委員会は、北区長、北区役所地域力推進室長、企画課長及びまちづくり推進課長の計4名で構成する。

(2) 選定方法

提出書類及び10分程度のプレゼンテーションに基づき順位を定め、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。採点は、「7 評価項目、審査基準及び配点」に掲げる項目ごとに行い、合計点数が60点以上でなければならないほか、合計得点が同点の場合は、提案価格の最も低いものを受託候補者に選定する。

プレゼンテーションは、令和4年1月21日に実施する。場所等の詳細については、提案を受付後、通知する。

なお、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、審査・選定を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し書面により通知するとともに京都市北区役所ホームページにおいて公表する。なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

9 受託候補者との協議と契約締結

本市が提示する仕様書及び受託候補者の企画提案書等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

合意に達しない場合は、受託候補者に次いで順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合はこの限りでない。

10 スケジュール

内容	期限等
募集開始	令和3年12月20日（月）
質問受付期限	12月24日（金）
質問に対する回答期限	令和4年 1月 5日（水）
提案書類提出期限	1月11日（火）
プレゼンテーション	令和4年 1月21日（金）
審査結果の通知	1月下旬
委託契約の締結	審査結果通知後速やかに実施

11 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、その名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。

12 資料提出先及び問い合わせ先

北区役所地域力推進室企画担当（担当：相川，浅井）

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1

電話：075-432-1199

FAX：075-432-0388

メール：kita-ku@city.kyoto.lg.jp